

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年9月1日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

L L教室エアコン修繕

2 履行（納品）場所

金沢区瀬戸22-1  
横浜市立金沢高等学校

3 契約日

令和7年5月19日

4 履行日又は履行期間

令和7年6月18日

5 契約金額

495,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市旭区都岡町39-4  
妙光電機株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

L L教室設置のエアコンについて、電源に関するエラー表示が操作パネルに表示され一切運転できない状態となった。コンピュータ機器が多く設置されており室温が高くなる教室であり、早急に対応しなければ生徒、教職員の健康に支障が生じる恐れがあるため、緊急契約での対応を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管

横浜市立金沢高等学校